

平成25年度静岡県一般会計補正予算

平成25年度静岡県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,169,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,154,363,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更並びに追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更並びに追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(県債の補正)

第4条 県債の変更並びに追加は、「第4表 県債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県税		404,000,000	15,700,000	419,700,000
	1 県民税	160,253,000	8,329,000	168,582,000
	2 事業税	82,674,000	5,581,000	88,255,000
	3 地方消費税	46,936,000	1,458,000	48,394,000
	4 不動産取得税	9,862,000	43,000	9,905,000
	5 県たばこ税	4,910,000	△ 88,000	4,822,000
	6 ゴルフ場利用税	2,735,000	30,000	2,765,000
	7 自動車取得税	7,090,000	△ 784,000	6,306,000
	8 軽油引取税	33,282,000	1,339,000	34,621,000
	9 自動車税	56,184,000	△ 206,000	55,978,000
	10 鉾区税	4,000	0	4,000
	11 狩猟税	67,000	0	67,000
	12 旧法による税	3,000	△ 2,000	1,000
2 地方消費税清算金		73,101,000	3,242,000	76,343,000
	1 地方消費税清算金	73,101,000	3,242,000	76,343,000
3 地方譲与税		54,300,000	6,200,000	60,500,000
	1 地方法人特別譲与税	51,456,000	6,360,000	57,816,000
	2 地方揮発油譲与税	2,635,000	△ 153,000	2,482,000
	3 石油ガス譲与税	198,000	△ 5,000	193,000

	4 地方道路譲与税	1,000	0	1,000
	5 航空機燃料譲与税	10,000	△ 2,000	8,000
4 市町たばこ税県交付金		45,000	48,684	93,684
	1 市町たばこ税県交付金	45,000	48,684	93,684
5 地方特例交付金		1,639,000	6,153	1,645,153
	1 地方特例交付金	1,639,000	6,153	1,645,153
6 地方交付税		142,490,000	11,383,647	153,873,647
	1 地方交付税	142,490,000	11,383,647	153,873,647
7 交通安全対策特別交付金		1,200,000	100,000	1,300,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,200,000	100,000	1,300,000
8 分担金及び負担金		3,874,356	△ 451,655	3,422,701
	1 負担金	3,874,356	△ 451,655	3,422,701
9 使用料及び手数料		9,465,882	△ 147,134	9,318,748
	1 使用料	3,647,265	△ 27,488	3,619,777
	2 手数料	384,617	△ 3,646	380,971
	3 証紙収入	5,434,000	△ 116,000	5,318,000
10 国庫支出金		136,479,444	3,642,416	140,121,860
	1 国庫負担金	50,606,130	△ 3,036,117	47,570,013
	2 国庫補助金	81,352,994	7,584,052	88,937,046
	3 委託金	4,520,320	△ 905,519	3,614,801
11 財産収入		3,352,383	△ 128,754	3,223,629

	1 財産運用収入	1,597,523	△	36,466	1,561,057
	2 財産売却収入	1,754,860	△	92,288	1,662,572
12 寄附金		10,021,392		59,586	10,080,978
	1 寄附金	10,021,392		59,586	10,080,978
13 繰入金		87,659,884	△	36,018,223	51,641,661
	1 特別会計繰入金	3,343,005		381,322	3,724,327
	2 基金繰入金	84,316,879	△	36,399,545	47,917,334
14 繰越金		5,974,000		0	5,974,000
	1 繰越金	5,974,000		0	5,974,000
15 諸収入		25,033,659	△	619,720	24,413,939
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,348,517	△	113,703	1,234,814
	2 預金利子	129,000	△	38,000	91,000
	3 貸付金元利収入	1,979,866		614,268	2,594,134
	4 受託事業収入	1,472,151	△	486,085	986,066
	5 収益事業収入	7,928,000		205,000	8,133,000
	6 利子割精算金収入	9,000		9,000	18,000
	7 雑入	12,167,125	△	810,200	11,356,925
16 県債		194,558,000	△	1,848,000	192,710,000
	1 県債	194,558,000	△	1,848,000	192,710,000
歳入合計		1,153,194,000		1,169,000	1,154,363,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		1,972,007	△ 67,465	1,904,542
	1 議会費	1,972,007	△ 67,465	1,904,542
2 経営管理費		33,976,108	2,944,188	36,920,296
	1 経営管理費	18,237,929	3,863,107	22,101,036
	2 徴税費	8,313,232	29,059	8,342,291
	3 市町振興費	2,282,464	△ 192,803	2,089,661
	4 選挙費	2,872,548	△ 676,450	2,196,098
	5 出納費	1,786,300	△ 61,564	1,724,736
	6 人事委員会費	220,164	△ 9,206	210,958
	7 監査委員費	263,471	△ 7,955	255,516
3 企画広報費		10,013,520	9,606,091	19,619,611
	1 企画広報費	10,013,520	9,606,091	19,619,611
4 暮らし・環境費		9,233,576	△ 496,507	8,737,069
	1 暮らし・環境費	2,512,610	△ 10,396	2,502,214
	2 県民生活費	705,096	33,087	738,183
	3 建築住宅費	3,264,167	△ 366,098	2,898,069
	4 環境費	2,751,703	△ 153,100	2,598,603
5 文化・観光費		13,106,154	△ 60,822	13,045,332
	1 交流企画費	8,911,103	△ 15,711	8,895,392
	2 文化学術費	2,127,180	△ 12,042	2,115,138

	3 観光・空港振興費	2,067,871	△	33,069	2,034,802
6 健康福祉費		203,521,207	△	6,383,545	197,137,662
	1 健康福祉費	9,930,909	△	83,686	9,847,223
	2 福祉長寿費	51,040,928	△	1,649,831	49,391,097
	3 こども未来費	28,835,808	△	1,123,348	27,712,460
	4 障害者支援費	16,735,046		334,207	17,069,253
	5 医療健康費	96,575,052	△	3,839,350	92,735,702
	6 生活衛生費	403,464	△	21,537	381,927
7 経済産業費		40,623,501		2,655,790	43,279,291
	1 経済産業費	10,576,884	△	45,503	10,531,381
	2 経済産業振興費	2,307,653	△	139,153	2,168,500
	3 就業支援費	7,650,294		4,110,349	11,760,643
	4 農林業費	7,271,939	△	64,153	7,207,786
	5 水産業費	1,419,259	△	253,254	1,166,005
	6 商工業費	11,290,307	△	941,986	10,348,321
	7 労働委員会費	107,165	△	10,510	96,655
8 交通基盤費		155,037,874	△	7,287,480	147,750,394
	1 交通基盤管理費	21,347,441		38,237	21,385,678
	2 建設支援費	87,532	△	1,041	86,491
	3 道路費	41,338,050	△	1,328,844	40,009,206
	4 河川砂防費	38,200,699	△	1,781,867	36,418,832
	5 港湾費	9,039,201	△	913,641	8,125,560
	6 空港費	1,560,475	△	61,145	1,499,330

	7 都市費	19,385,706	△	3,793,049	15,592,657
	8 農地費	13,014,883		260,673	13,275,556
	9 森林費	11,063,887		293,197	11,357,084
9 危機管理費		20,602,719	△	1,112,725	19,489,994
	1 危機管理費	20,602,719	△	1,112,725	19,489,994
10 警察費		74,942,810	△	398,307	74,544,503
	1 警察管理費	71,781,975	△	290,102	71,491,873
	2 警察活動費	3,160,835	△	108,205	3,052,630
11 教育費		297,641,666	△	618,110	297,023,556
	1 教育委員会費	12,972,355		182,671	13,155,026
	2 小学校費	104,438,364		663,393	105,101,757
	3 中学校費	62,712,995	△	1,063,660	61,649,335
	4 高等学校費	56,848,643	△	473,028	56,375,615
	5 大学費	7,742,469	△	17,309	7,725,160
	6 特別支援学校費	21,571,070		216,751	21,787,821
	7 学校教育費	2,060,733	△	116,294	1,944,439
	8 社会教育費	1,325,725	△	441,371	884,354
	9 スポーツ振興費	744,248	△	58,083	686,165
	10 私学振興費	27,225,064		488,820	27,713,884
12 災害対策費		10,597,858	△	6,275,089	4,322,769
	1 土木施設災害復旧費	8,033,000	△	4,716,673	3,316,327
	2 農林水産施設災害復旧費	2,178,000	△	1,541,251	636,749
	3 教育施設災害復旧費	236,000	△	18,044	217,956

	4 災害対策諸費	150,858	879	151,737
13 公債費		177,147,000	484,981	177,631,981
	1 公債費	177,147,000	484,981	177,631,981
14 諸支出金		104,478,000	8,178,000	112,656,000
	1 公営企業費	122,000	△ 38,000	84,000
	2 地方消費税清算金	43,265,000	1,865,000	45,130,000
	3 利子割交付金	1,270,000	81,000	1,351,000
	4 配当割交付金	1,128,000	875,000	2,003,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	297,000	3,757,000	4,054,000
	6 地方消費税交付金	37,234,000	1,861,000	39,095,000
	7 ゴルフ場利用税交付金	1,916,000	32,000	1,948,000
	8 自動車取得税交付金	5,453,000	△ 392,000	5,061,000
	9 軽油引取税交付金	10,261,000	275,000	10,536,000
	10 利子割精算金	32,000	△ 3,000	29,000
	11 県税還付金	3,500,000	△ 135,000	3,365,000
15 予備費		300,000	0	300,000
	1 予備費	300,000	0	300,000
歳出合計		1,153,194,000	1,169,000	1,154,363,000

第 2 表

繰越明許費補正

1 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8 交通基盤費	3 道路費	道路橋りょう新設改良費	860,000	16,427,000
	4 河川砂防費	河川改良費	747,000	9,689,000
		砂防費	608,000	3,949,000
		農林地すべり対策費	86,000	273,000
	5 港湾費	港湾建設費	12,000	2,141,000
		漁港整備費	36,000	1,151,000
	8 農地費	農地費	2,355,000	6,441,000
9 森林費	森林費	119,000	3,512,000	
12 災害対策費	1 土木施設災害復旧費	現年災害土木復旧費	24,000	1,536,000
2 追加				
款	項	事業名	金額	
2 経営管理費	1 経営管理費	管財費	52,000	
3 企画広報費	1 企画広報費	政策企画費	262,000	

4	くらし・環境費	3	建築住宅費	建築安全推進費	20,000
5	文化・観光費	1	交流企画費	交通政策費	19,000
		3	観光・空港振興費	観光費	137,000
6	健康福祉費	2	福祉長寿費	長寿社会費	1,060,000
		3	こども未来費	こども未来費	327,000
		5	医療健康費	県立病院費	906,000
7	経済産業費	2	経済産業振興費	研究振興費	45,000
		4	農林業費	農業費	77,000
				林業費	1,165,000
		5	水産業費	水産業費	123,000
8	交通基盤費	3	道路費	道路橋りょう維持管理費	698,000
		4	河川砂防費	河川砂防管理費	50,000
				海岸費	2,193,000
		5	港湾費	港湾管理費	411,000
		6	空港費	空港推進費	46,000
		7	都市費	市街地整備費	1,938,000
				生活排水費	49,000
				公園緑地費	1,630,000

9 危機管理費	1 危機管理費	危機管理費	1,676,000
11 教育費	1 教育委員会費	教育管理費	1,114,000
	5 大学費	大学費	380,000
	8 社会教育費	文化財保護費	1,000
12 災害対策費	1 土木施設災害復旧費	過年災害土木復旧費	433,000
	2 農林水産施設災害復旧費	現年災害農林水産施設復旧費	216,000
14 諸支出金	1 公営企業費	水道事業費	18,000

第 3 表

債 務 負 担 行 為 補 正

1 変 更

(1) 平成25年度において債務負担行為を行うもの

補 正 前			
事 項	期 間	限 度	額
5 財務会計システム機器等賃貸借契約	平成25年度から 平成31年度まで	(賃貸借予定額 平成25年度計上予算額	302,600千円 314,900千円 12,300千円)
9 静岡県男女共同参画センターの管理運営に係る協定	平成25年度から 平成29年度まで	(管理運営予定額 平成25年度計上予算額	356,000千円 445,000千円 89,000千円)
55 静岡県立三ヶ日青年の家の管理運営に係る協定	平成25年度から 平成28年度まで	(管理運営予定額 平成25年度計上予算額	306,000千円 306,000千円 0千円)

(2) 平成24年度以前において債務負担行為を行ったもの

補 正 前			
事 項	期 間	限 度	額
5 「統計センターしずおか」ホームページのシステム再構築及び運用業務委託契約	平成23年度から 平成28年度まで	(委託予定額 平成23年度計上予算額	17,300千円 20,000千円 2,700千円)
56 静岡県立森林公園森の家施設等の管理運営に係る協定 (静岡県立森林公園森の家施設ほか2件)	平成23年度から 平成28年度まで	(管理運営予定額 平成23年度計上予算額	485,000千円 485,000千円 0千円)

56 コンベンションぬまづの管理運営に係る協定	平成24年度から 平成30年度まで	482,000千円 (管理運営予定額 482,000千円) (平成24年度計上予算額 0千円)
59 静岡県舞台芸術公園の管理運営に係る協定	平成23年度から 平成28年度まで	260,000千円 (管理運営予定額 260,000千円) (平成23年度計上予算額 0千円)
60 静岡県総合健康センターの管理運営に係る協定	平成23年度から 平成26年度まで	238,969千円 (管理運営予定額 238,969千円) (平成23年度計上予算額 0千円)
61 静岡県労政会館の管理運営に係る協定	平成23年度から 平成26年度まで	81,000千円 (管理運営予定額 81,000千円) (平成23年度計上予算額 0千円)
62 静岡県家畜共同育成場の管理運営に係る協定	平成23年度から 平成28年度まで	185,095千円 (管理運営予定額 185,095千円) (平成23年度計上予算額 0千円)
63 静岡県産業経済会館の管理運営に係る協定	平成23年度から 平成28年度まで	55,267千円 (管理運営予定額 55,267千円) (平成23年度計上予算額 0千円)
41 都市公園の管理運営に係る協定（静岡県富士山こどもの国ほか1件）	平成22年度から 平成26年度まで	2,320,000千円 (管理運営予定額 2,900,000千円) (平成22年度計上予算額 580,000千円)
62 都市公園の管理運営に係る協定（遠州灘海浜公園ほか3件）	平成22年度から 平成27年度まで	4,247,000千円 (管理運営予定額 4,247,000千円) (平成22年度計上予算額 0千円)

補 正 後			
事 項	期 間	限 度	額
5 財務会計システム機器等賃借契約	平成25年度から 平成31年度まで	(賃貸借予定額 平成25年度計上予算額	311,300千円 323,600千円 12,300千円
9 静岡県男女共同参画センターの管理運営に係る協定	平成25年度から 平成29年度まで	(管理運営予定額 平成25年度計上予算額	366,172千円 455,172千円 89,000千円
55 静岡県立三ヶ日青年の家の管理運営に係る協定	平成25年度から 平成28年度まで	(管理運営予定額 平成25年度計上予算額	314,745千円 314,745千円 0千円
補 正 後			
事 項	期 間	限 度	額
5 「統計センターしずおか」ホームページのシステム再構築及び運用業務委託契約	平成23年度から 平成28年度まで	(委託予定額 平成23年度計上予算額	17,500千円 20,200千円 2,700千円
56 静岡県立森林公園森の家施設等の管理運営に係る協定 (静岡県立森林公園森の家施設ほか2件)	平成23年度から 平成28年度まで	(管理運営予定額 平成23年度計上予算額	493,400千円 493,400千円 0千円

56 コンベンションぬまづの管理運営に係る協定	平成24年度から 平成30年度まで	496,000千円 (管理運営予定額 496,000千円) 平成24年度計上予算額 0千円
59 静岡県舞台芸術公園の管理運営に係る協定	平成23年度から 平成28年度まで	264,455千円 (管理運営予定額 264,455千円) 平成23年度計上予算額 0千円
60 静岡県総合健康センターの管理運営に係る協定	平成23年度から 平成26年度まで	239,023千円 (管理運営予定額 239,023千円) 平成23年度計上予算額 0千円
61 静岡県労政会館の管理運営に係る協定	平成23年度から 平成26年度まで	81,651千円 (管理運営予定額 81,651千円) 平成23年度計上予算額 0千円
62 静岡県家畜共同育成場の管理運営に係る協定	平成23年度から 平成28年度まで	187,948千円 (管理運営予定額 187,948千円) 平成23年度計上予算額 0千円
63 静岡県産業経済会館の管理運営に係る協定	平成23年度から 平成28年度まで	56,214千円 (管理運営予定額 56,214千円) 平成23年度計上予算額 0千円
41 都市公園の管理運営に係る協定（静岡県富士山こどもの国ほか1件）	平成22年度から 平成26年度まで	2,328,000千円 (管理運営予定額 2,908,000千円) 平成22年度計上予算額 580,000千円
62 都市公園の管理運営に係る協定（遠州灘海浜公園ほか3件）	平成22年度から 平成27年度まで	4,295,521千円 (管理運営予定額 4,295,521千円) 平成22年度計上予算額 0千円

2 追 加

事 項	期 間	限 度 額
62 フェルマバレープロジェクト拠点施設整備設計委託契約	平成25年度から 平成26年度まで	109,000千円 (委託予定額 109,000千円) (平成25年度計上予算額 0千円)
63 治山事業工事契約（綱山復旧治山工事ほか9件）	平成25年度から 平成26年度まで	498,000千円 (工事予定額 498,000千円) (平成25年度計上予算額 0千円)

第 4 表

県 債 補 正

補 正 前				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水道事業会計出資金	千円 122,000	普通貸借 又 は 証券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む)	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資 条件により、銀行その他から借り入れ る場合は、据置期間を含めて30年以内 に元利均等又は元金均等若しくは元金 不均等の方法をもって年賦又は半年賦 若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還 し、償還期限を短縮し、又は借換えす ることができる。 償還財源は一般歳入又はその他の収入 をもって支弁する。
地震防災事業費	366,000			
出先機関庁舎等整備費	61,000			
退職手当	6,000,000			
大井川広域水道企業団出資金	106,000			
アスベスト対策事業費	22,000			
環境衛生科学研究所整備費	79,000			
観光施設整備事業費	5,000			
社会福祉会館整備事業費	74,000			
老人福祉施設整備事業費	1,430,000			
障害者施設整備事業費	27,000			
地方独立行政法人静岡県立病院 機構事業費	2,313,000			
ふるさと融資事業費	510,000			
農林技術研究所整備費	11,000			
水産技術研究所調査船整備費	14,000			
労政会館施設整備費	12,000			
職業能力開発施設整備事業費	7,000			
沿岸漁場整備費	64,000			
道路事業費	309,000			
臨時県道整備事業費	10,849,000			
河川事業費	4,871,000			
海岸保全事業費	766,000			
自然災害防止事業費	1,469,000			
砂防事業費	2,427,000			
港湾事業費	1,296,000			
漁港整備費	511,000			
漁港海岸保全費	80,000			
都市公園整備費	856,000			
土地区画整理事業貸付金	20,000			
土地改良事業費	964,000			

耕地災害防止施設費	1,148,000			
公有林整備費	171,000			
林道事業費	330,000			
臨時林道整備事業費	164,000			
治山事業費	1,566,000			
地震対策事業費	4,069,000			
警察施設整備費	640,000			
臨時高等学校施設整備費	161,000			
高等学校施設整備費	129,000			
国直轄道路事業費	5,469,000			
国直轄河川事業費	1,653,000			
国直轄海岸保全事業費	597,000			
国直轄砂防事業費	998,000			
国直轄港湾事業費	1,240,000			
国直轄土地改良事業費	644,000			
国直轄治山事業費	289,000			
過年災害土木復旧費	674,000			
現年災害土木復旧費	2,149,000			
国直轄災害復旧費	179,000			
過年災害農林水産施設復旧費	12,000			
現年災害農林水産施設復旧費	399,000			
過年災害教育施設復旧費	236,000			
臨時財政対策	136,000,000			
計	194,558,000			

補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水 道 事 業 会 計 出 資 金	千円 84,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は一般歳入又はその他の収入をもって支弁する。
地 震 防 災 事 業 費	430,000	又 は	以 内	
出 先 機 関 庁 舎 等 整 備 費	36,000	証 券 発 行		
退 職 手 当	6,000,000	(他の地		
大 井 川 広 域 水 道 企 業 団 出 資 金	104,000	方 公 共 団		
ア ス ベ ス ト 対 策 事 業 費	22,000	体 と の 共		
環 境 衛 生 科 学 研 究 所 整 備 費	0	同 発 行 を		
観 光 施 設 整 備 事 業 費	49,000	含 む)		
社 会 福 祉 会 館 整 備 事 業 費	18,000			
老 人 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	1,429,000			
障 害 者 施 設 整 備 事 業 費	0			
地 方 独 立 行 政 法 人 静 岡 県 立 病 院	2,218,000			
機 構 事 業 費				
ふ る さ と 融 資 事 業 費	510,000			
農 林 技 術 研 究 所 整 備 費	33,000			
水 産 技 術 研 究 所 調 査 船 整 備 費	0			
労 政 会 館 施 設 整 備 費	0			
職 業 能 力 開 発 施 設 整 備 事 業 費	0			
沿 岸 漁 場 整 備 費	54,000			
道 路 事 業 費	263,000			
臨 時 県 道 整 備 事 業 費	15,154,000			
河 川 事 業 費	4,936,000			
海 岸 保 全 事 業 費	614,000			
自 然 災 害 防 止 事 業 費	1,538,000			
砂 防 事 業 費	1,659,000			
港 湾 事 業 費	1,374,000			
漁 港 整 備 費	495,000			
漁 港 海 岸 保 全 費	46,000			
都 市 公 園 整 備 費	1,550,000			
土 地 区 画 整 理 事 業 貸 付 金	20,000			
土 地 改 良 事 業 費	1,166,000			

耕地災害防止施設費	1,029,000			
公有林整備費	56,000			
林道事業費	499,000			
臨時林道整備事業費	68,000			
治山事業費	1,785,000			
地震対策事業費	4,572,000			
警察施設整備費	348,000			
臨時高等学校施設整備費	272,000			
高等学校施設整備費	24,000			
国直轄道路事業費	5,680,000			
国直轄河川事業費	1,973,000			
国直轄海岸保全事業費	1,068,000			
国直轄砂防事業費	1,709,000			
国直轄港湾事業費	1,023,000			
国直轄土地改良事業費	420,000			
国直轄治山事業費	251,000			
過年災害土木復旧費	369,000			
現年災害土木復旧費	726,000			
国直轄災害復旧費	105,000			
過年災害農林水産施設復旧費	13,000			
現年災害農林水産施設復旧費	46,000			
過年災害教育施設復旧費	217,000			
臨時財政対策	128,431,000			
文化学術施設整備事業費	219,000			
臨時河川整備事業費	1,742,000			
特別支援学校施設整備費	247,000			
自然学習資料センター整備事業費	16,000			
計	192,710,000			

平成25年度静岡県公債管理特別会計補正予算

平成25年度静岡県の公債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ714,969千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ384,024,969千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		4,160,000	103,211	4,263,211
	1 財産運用収入	4,160,000	103,211	4,263,211
2 繰入金		246,350,000	611,749	246,961,749
	1 一般会計繰入金	176,335,000	509,247	176,844,247
	2 基金繰入金	70,015,000	102,502	70,117,502
3 県債		132,800,000	0	132,800,000
	1 県債	132,800,000	0	132,800,000
4 諸収入		0	9	9
	1 雑入	0	9	9
歳入合計		383,310,000	714,969	384,024,969

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		383,310,000	714,969	384,024,969
	1 公債費	383,310,000	714,969	384,024,969
歳 出 合 計		383,310,000	714,969	384,024,969

平成25年度静岡県自動車税等証紙徴収事務 特別会計補正予算

平成25年度静岡県の自動車税等証紙徴収事務特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ464,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,111,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		5,575,000	△ 464,000	5,111,000
	1 証紙収入	5,575,000	△ 464,000	5,111,000
歳入合計		5,575,000	△ 464,000	5,111,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰出金		5,575,000	△ 464,000	5,111,000
	1 一般会計繰出金	5,575,000	△ 464,000	5,111,000
歳 出 合 計		5,575,000	△ 464,000	5,111,000

平成25年度静岡県市町振興助成事業特別会計補正予算

平成25年度静岡県の市町振興助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ764千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,769,236千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		2,770,000	△ 764	2,769,236
	1 貸付金元利収入	2,770,000	△ 764	2,769,236
歳入合計		2,770,000	△ 764	2,769,236

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市町振興助成事業費		2,770,000	△ 764	2,769,236
	1 市町振興事業貸付金	400,000	△ 282,000	118,000
	2 諸費	1,407	△ 71	1,336
	3 一般会計繰出金	2,368,593	281,307	2,649,900
歳 出 合 計		2,770,000	△ 764	2,769,236

平成25年度静岡県県営住宅事業特別会計補正予算

平成25年度静岡県の県営住宅事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ695,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,984,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(県債の補正)

第3条 県債の変更は、「第3表 県債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1	使用料及び手数料	4,451,796	△ 36,992	4,414,804
	1 使用料	4,451,796	△ 36,992	4,414,804
2	国庫支出金	2,270,092	△ 137,528	2,132,564
	1 国庫補助金	2,270,092	△ 137,528	2,132,564
3	財産収入	45,408	△ 23,650	21,758
	1 財産運用収入	45,408	△ 23,781	21,627
	2 財産売払収入	0	131	131
4	繰入金	3,177,566	△ 237,932	2,939,634
	1 一般会計繰入金	1,434,000	△ 20,000	1,414,000
	2 基金繰入金	1,743,566	△ 217,932	1,525,634
5	繰越金	1,000	98,452	99,452
	1 繰越金	1,000	98,452	99,452
6	諸収入	97,138	△ 25,350	71,788
	1 雑入	97,138	△ 25,350	71,788
7	県債	2,636,000	△ 332,000	2,304,000
	1 県債	2,636,000	△ 332,000	2,304,000
歳入合計		12,679,000	△ 695,000	11,984,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業費		8,985,110	△ 670,565	8,314,545
	1 県営住宅管理費	3,094,702	△ 78,778	3,015,924
	2 県営住宅整備費	5,779,000	△ 666,589	5,112,411
	3 積立金	111,408	74,802	186,210
2 公債費		3,623,890	△ 24,435	3,599,455
	1 公債費	3,623,890	△ 24,435	3,599,455
3 予備費		70,000	0	70,000
	1 予備費	70,000	0	70,000
歳 出 合 計		12,679,000	△ 695,000	11,984,000

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 県営住宅事業費	1 県営住宅管理費	県 営 住 宅 管 理 費	12,000
	2 県営住宅整備費	県 営 住 宅 整 備 費	54,000

第 3 表

県 債 補 正

補 正 前

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	^{千円} 2,636,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	2,636,000			

補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	千円 2,304,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	2,304,000			

平成25年度静岡県心身障害者扶養共済事業 特別会計補正予算

平成25年度静岡県の心身障害者扶養共済事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,577千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ659,423千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		118,791	△ 200	118,591
	1 国庫補助金	118,791	△ 200	118,591
2 繰入金		126,853	262	127,115
	1 一般会計繰入金	126,853	262	127,115
3 繰越金		1	1,282	1,283
	1 繰越金	1	1,282	1,283
4 諸収入		422,355	△ 9,921	412,434
	1 預金利子	1	7	8
	2 雑入	422,354	△ 9,928	412,426
歳入合計		668,000	△ 8,577	659,423

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 扶養共済事業費		667,850	△ 8,577	659,273
	1 扶養年金費	663,436	△ 8,573	654,863
	2 諸費	4,414	△ 4	4,410
2 予備費		150	0	150
	1 予備費	150	0	150
歳 出 合 計		668,000	△ 8,577	659,423

平成25年度静岡県就農支援資金特別会計補正予算

平成25年度静岡県の就農支援資金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ490,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(県債の補正)

第2条 県債の変更は、「第2表 県債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		45,132	△ 903	44,229
	1 一般会計繰入金	45,132	△ 903	44,229
2 繰越金		74,000	21,333	95,333
	1 繰越金	74,000	21,333	95,333
3 諸収入		195,616	4,722	200,338
	1 預金利子	200	△ 15	185
	2 貸付金元金収入	195,328	4,575	199,903
	3 雑入	88	162	250
4 県債		155,252	△ 5,152	150,100
	1 県債	155,252	△ 5,152	150,100
歳入合計		470,000	20,000	490,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 就農支援資金費		408,407	△ 6,029	402,378
	1 就農支援資金貸付金	370,000	△ 1,000	369,000
	2 諸費	38,407	△ 5,029	33,378
2 公債費		27,807	0	27,807
	1 公債費	27,807	0	27,807
3 予備費		33,786	26,029	59,815
	1 予備費	33,786	26,029	59,815
歳 出 合 計		470,000	20,000	490,000

第 2 表

県 債 補 正

補 正 前

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
就 農 支 援 資 金 貸 付 金	千円 155,252	普通貸借	無利子	政府の定める融資条件による。
計	155,252			

補 正 後

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
就 農 支 援 資 金 貸 付 金	千円 150,100	普通貸借	無利子	政府の定める融資条件による。
計	150,100			

平成25年度静岡県林業改善資金特別会計補正予算

平成25年度静岡県の林業改善資金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ69,504千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ340,496千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		237,019	40,712	277,731
	1 繰越金	237,019	40,712	277,731
2 諸収入		172,981	△ 110,216	62,765
	1 預金利子	920	△ 816	104
	2 貸付金元利収入	122,059	△ 75,650	46,409
	3 雑入	50,002	△ 33,750	16,252
歳入合計		410,000	△ 69,504	340,496

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	林業改善資金費	215,984	△ 101,366	114,618
	1 林業改善資金貸付金	40,000	0	40,000
	2 木材産業等高度化推進資金貸付金	100,000	△ 67,500	32,500
	3 諸費	17,652	△ 84	17,568
	4 木材産業等高度化資金借入金償還金	50,032	△ 33,782	16,250
	5 一般会計繰出金	8,300	0	8,300
2	予備費	194,016	31,862	225,878
	1 予備費	194,016	31,862	225,878
歳 出 合 計		410,000	△ 69,504	340,496

平成25年度静岡県沿岸漁業改善資金 特別会計補正予算

平成25年度静岡県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20,641千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194,641千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		1,136	465	1,601
	1 一般会計繰入金	1,136	465	1,601
2 繰越金		130,387	23,047	153,434
	1 繰越金	130,387	23,047	153,434
3 諸収入		42,477	△ 2,871	39,606
	1 預金利子	220	△ 82	138
	2 貸付金元金収入	42,256	△ 2,788	39,468
	3 雑入	1	△ 1	0
歳入合計		174,000	20,641	194,641

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善資金 費		78,736	47,264	126,000
	1 沿岸漁業改善資金 貸付金	65,000	46,799	111,799
	2 諸費	9,536	465	10,001
	3 一般会計繰出金	4,200	0	4,200
2 予備費		95,264	△ 26,623	68,641
	1 予備費	95,264	△ 26,623	68,641
歳 出 合 計		174,000	20,641	194,641

平成25年度静岡県中小企業振興資金 特別会計補正予算

平成25年度静岡県の中小企業振興資金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ765,889千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,496,111千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		30,343	0	30,343
	1 一般会計繰入金	30,343	0	30,343
2 繰越金		267,669	515,228	782,897
	1 繰越金	267,669	515,228	782,897
3 諸収入		4,963,988	△ 1,281,117	3,682,871
	1 預金利子	1,500	0	1,500
	2 貸付金元利収入	4,727,587	△ 1,315,226	3,412,361
	3 雑入	234,901	34,109	269,010
歳入合計		5,262,000	△ 765,889	4,496,111

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業振興資金 費		2,093,786	△ 590,141	1,503,645
	1 中小企業振興資金 貸付金	1,103,141	△ 525,000	578,141
	2 諸費	40,293	2,196	42,489
	3 一般会計繰出金	950,352	△ 67,337	883,015
2 公債費		3,168,214	△ 175,748	2,992,466
	1 公債費	3,168,214	△ 175,748	2,992,466
歳 出 合 計		5,262,000	△ 765,889	4,496,111

平成25年度静岡県清水港等港湾整備事業 特別会計補正予算

平成25年度静岡県の清水港等港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,342,623千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,341,377千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(県債の補正)

第3条 県債の変更は、「第3表 県債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

△印減額 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		2,776,181	△ 121,561	2,654,620
	1 使用料	2,776,181	△ 121,561	2,654,620
2 財産収入		866,271	△ 501,596	364,675
	1 財産運用収入	366,271	△ 2,686	363,585
	2 財産売払収入	500,000	△ 498,910	1,090
3 繰入金		61,000	150,000	211,000
	1 基金繰入金	0	150,000	150,000
	2 一般会計繰入金	61,000	0	61,000
4 諸収入		201,548	25,472	227,020
	1 貸付金元利収入	24,816	0	24,816
	2 雑入	176,732	25,472	202,204
5 県債		2,779,000	△ 895,000	1,884,000
	1 県債	2,779,000	△ 895,000	1,884,000
6 繰越金		0	62	62
	1 繰越金	0	62	62
歳入合計		6,684,000	△ 1,342,623	5,341,377

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	港湾事業費	4,040,692	△ 1,229,537	2,811,155
	1 港湾管理費	1,825,105	△ 48,310	1,776,795
	2 施設整備費	1,907,000	△ 884,200	1,022,800
	3 積立金	297,027	△ 297,027	0
	4 一般会計繰出金	11,560	0	11,560
2	公債費	2,633,308	△ 103,086	2,530,222
	1 公債費	2,633,308	△ 103,086	2,530,222
3	予備費	10,000	△ 10,000	0
	1 予備費	10,000	△ 10,000	0
歳 出 合 計		6,684,000	△ 1,342,623	5,341,377

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 港 湾 事 業 費	1 港 湾 管 理 費	田子の浦港港湾管理費	4,000
		御前崎港港湾管理費	30,000
	2 施 設 整 備 費	清水港施設整備費	209,000

第 3 表

県 債 補 正

補 正 前

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清 水 港 施 設 整 備 費	千円 565,000	普通貸借	10.0 %	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
清 水 港 埠 頭 整 備 費	1,660,000	又 は	以 内	
田子の浦港施設整備費	237,000	証券発行		
御前崎港施設整備費	317,000			
計	2,779,000			

補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清 水 港 施 設 整 備 費	千円 564,000	普通貸借	10.0 %	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
清 水 港 埠 頭 整 備 費	771,000	又 は	以 内	
田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	232,000	証 券 発 行		
御 前 崎 港 施 設 整 備 費	317,000			
計	1,884,000			

平成25年度静岡県流域下水道事業特別会計補正予算

平成25年度静岡県の流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ956,983千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,396,017千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(県債の補正)

第3条 県債の変更は、「第3表 県債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		6,094,070	△ 215,777	5,878,293
	1 負担金	6,094,070	△ 215,777	5,878,293
2 使用料及び手数料		192	1	193
	1 使用料	192	1	193
3 国庫支出金		4,207,310	△ 570,010	3,637,300
	1 国庫補助金	4,207,310	△ 570,010	3,637,300
4 繰入金		2,440,908	△ 63,575	2,377,333
	1 一般会計繰入金	2,440,908	△ 63,575	2,377,333
5 諸収入		9,520	167,378	176,898
	1 雑入	9,520	167,378	176,898
6 県債		1,601,000	△ 275,000	1,326,000
	1 県債	1,601,000	△ 275,000	1,326,000
歳入合計		14,353,000	△ 956,983	13,396,017

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		12,089,787	△ 936,466	11,153,321
	1 流域下水道管理費	4,872,247	△ 47,785	4,824,462
	2 流域下水道建設費	7,217,540	△ 1,056,033	6,161,507
	3 一般会計繰出金	0	167,352	167,352
2 公債費		2,262,213	△ 20,517	2,241,696
	1 公債費	2,262,213	△ 20,517	2,241,696
3 予備費		1,000	0	1,000
	1 予備費	1,000	0	1,000
歳 出 合 計		14,353,000	△ 956,983	13,396,017

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道費	2 流域下水道費	流域下水道建設費	2,521,000

第 3 表

県 債 補 正

補 正 前

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
狩野川東部流域下水道事業費	千円 99,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
西遠流域下水道事業費	992,000	又 は	以 内	
天竜川左岸流域下水道事業費	345,000	証 券 発 行		
狩野川西部流域下水道事業費	165,000			
計	1,601,000			

補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
狩野川東部流域下水道事業費	千円 100,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
西 遠 流 域 下 水 道 事 業 費	786,000	又 は	以 内	
天竜川左岸流域下水道事業費	320,000	証券発行		
狩野川西部流域下水道事業費	120,000			
計	1,326,000			

平成25年度静岡県物品調達事務等特別会計補正予算

平成25年度静岡県の物品調達事務等特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ352,184千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,842,816千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		2,195,000	△ 352,184	1,842,816
	1 諸収入	2,193,812	△ 352,096	1,841,716
	2 雑入	1,188	△ 88	1,100
歳入合計		2,195,000	△ 352,184	1,842,816

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 集中管理費		2,195,000	△ 352,184	1,842,816
	1 集中管理費	2,195,000	△ 352,184	1,842,816
歳 出 合 計		2,195,000	△ 352,184	1,842,816

平成25年度静岡県工業用水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成25年度静岡県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成25年度静岡県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)		(補 正)	(計)
1 総 配 水 量	299,633,841m ³		850,361m ³	300,484,202m ³
(ア) 柿田川工業用水道	36,506,085m ³	△	2,578m ³	36,503,507m ³
(イ) 富士川工業用水道	51,554,145m ³		2,743,425m ³	54,297,570m ³
(ウ) 東駿河湾工業用水道	150,270,150m ³	△	743,856m ³	149,526,294m ³
(エ) 静清工業用水道	20,170,948m ³	△	167,607m ³	20,003,341m ³
(オ) 中遠工業用水道	18,127,160m ³	△	905,140m ³	17,222,020m ³
(カ) 西遠工業用水道	16,811,396m ³	△	47,092m ³	16,764,304m ³
(キ) 湖西工業用水道	6,193,957m ³	△	26,791m ³	6,167,166m ³
2 1日平均配水量	820,915m ³		2,330m ³	823,245m ³
(ア) 柿田川工業用水道	100,017m ³	△	7m ³	100,010m ³
(イ) 富士川工業用水道	141,244m ³		7,516m ³	148,760m ³
(ウ) 東駿河湾工業用水道	411,699m ³	△	2,038m ³	409,661m ³
(エ) 静清工業用水道	55,263m ³	△	459m ³	54,804m ³
(オ) 中遠工業用水道	49,663m ³	△	2,479m ³	47,184m ³
(カ) 西遠工業用水道	46,059m ³	△	129m ³	45,930m ³
(キ) 湖西工業用水道	16,970m ³	△	74m ³	16,896m ³
3 給 水 工 場 数	372か所	△	11か所	361か所
(ア) 柿田川工業用水道	4か所		0か所	4か所

(イ) 富士川工業用水道	13か所	△	1か所	12か所
(ウ) 東駿河湾工業用水道	106か所	△	3か所	103か所
(エ) 静清工業用水道	74か所		0か所	74か所
(オ) 中遠工業用水道	61か所	△	4か所	57か所
(カ) 西遠工業用水道	90か所	△	2か所	88か所
(キ) 湖西工業用水道	24か所	△	1か所	23か所
4 建設改良事業	1,209,000千円	△	252,418千円	956,582千円
(ア) 柿田川工業用水道	44,753千円	△	4,000千円	40,753千円
(イ) 富士川工業用水道	26,653千円	△	5,000千円	21,653千円
(ウ) 東駿河湾工業用水道	495,423千円	△	366,500千円	128,923千円
(エ) 静清工業用水道	366,083千円		127,882千円	493,965千円
(オ) 中遠工業用水道	167,852千円		12,500千円	180,352千円
(カ) 西遠工業用水道	50,483千円	△	13,800千円	36,683千円
(キ) 湖西工業用水道	57,753千円	△	3,500千円	54,253千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第1款 工業用水道事業収益	4,587,325千円	△ 53,103千円	4,534,222千円
第1項 営業収益	4,575,622千円	△ 54,489千円	4,521,133千円
第2項 営業外収益	11,703千円	1,386千円	13,089千円
	支 出		
第1款 工業用水道事業費用	4,712,279千円	△ 166,277千円	4,546,002千円
第1項 営業費用	4,303,256千円	△ 176,228千円	4,127,028千円
第2項 営業外費用	406,023千円	9,951千円	415,974千円
第3項 予備費	3,000千円	0千円	3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,061,018千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額47,355千円、減債積立金237,482千円、建設改良積立金68,096千円及び過年度分損益勘定留保資金1,708,085千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	410,675千円	64,321千円	474,996千円
第1項 企業債	343,000千円	0千円	343,000千円
第2項 国庫補助金	67,675千円	32,525千円	100,200千円
第3項 負担金	0千円	31,796千円	31,796千円
	支 出		
第1款 資本的支出	2,788,130千円	△ 252,116千円	2,536,014千円
第1項 建設改良費	1,209,000千円	△ 252,418千円	956,582千円
第2項 固定資産取得費	10,869千円	0千円	10,869千円
第3項 投資	500,000千円	0千円	500,000千円
第4項 企業債償還金	1,009,454千円	302千円	1,009,756千円
第5項 負担金償還金	23,312千円	0千円	23,312千円
第6項 開発費	35,495千円	0千円	35,495千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補 正 前)	(補 正 後)
(1) 職員給与費	680,337千円	657,511千円

平成25年度静岡県水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成25年度静岡県水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成25年度静岡県水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)		(補正)	(計)
1 総配水量	85,227,500m ³	△	1,534,739m ³	83,692,761m ³
(ア) 駿豆水道	15,147,500m ³		79,573m ³	15,227,073m ³
(イ) 榛南水道	5,840,000m ³	△	338,054m ³	5,501,946m ³
(ウ) 遠州水道	64,240,000m ³	△	1,276,258m ³	62,963,742m ³
2 1日平均配水量	233,500m ³	△	4,205m ³	229,295m ³
(ア) 駿豆水道	41,500m ³		218m ³	41,718m ³
(イ) 榛南水道	16,000m ³	△	926m ³	15,074m ³
(ウ) 遠州水道	176,000m ³	△	3,497m ³	172,503m ³
3 給水対象数	10市町		0市町	10市町
(ア) 駿豆水道	3市町		0市町	3市町
(イ) 榛南水道	2市		0市町	2市
(ウ) 遠州水道	5市町		0市町	5市町
4 建設改良事業	2,235,047千円	△	619,426千円	1,615,621千円
(ア) 駿豆水道	484,000千円	△	192,500千円	291,500千円
(イ) 榛南水道	328,000千円	△	96,900千円	231,100千円
(ウ) 遠州水道	1,423,047千円	△	330,026千円	1,093,021千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収 入		
第1款 水道事業収益	6,395,000千円	△ 32,742千円	6,362,258千円
第1項 営業収益	6,388,536千円	△ 34,563千円	6,353,973千円
第2項 営業外収益	6,464千円	1,821千円	8,285千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	6,027,403千円	△ 154,032千円	5,873,371千円
第1項 営業費用	5,375,848千円	△ 190,823千円	5,185,025千円
第2項 営業外費用	648,555千円	36,791千円	685,346千円
第3項 予備費	3,000千円	0千円	3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,696,354千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額73,734千円、減債積立金442,893千円、建設改良積立金246,568千円及び過年度分損益勘定留保資金1,933,159千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	495,000千円	△ 151,000千円	344,000千円
第1項 企業債	251,000千円	△ 75,000千円	176,000千円
第2項 出資金	122,000千円	△ 38,000千円	84,000千円
第3項 国庫補助金	122,000千円	△ 38,000千円	84,000千円
	支 出		
第1款 資本的支出	3,659,780千円	△ 619,426千円	3,040,354千円
第1項 建設改良費	2,235,047千円	△ 619,426千円	1,615,621千円
第2項 固定資産取得費	30,142千円	0千円	30,142千円
第3項 企業債償還金	1,361,912千円	0千円	1,361,912千円

第4項 開 発 費 32,679千円 0千円 32,679千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
榛南水道建設費	千円 129,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
遠州水道建設費	122,000	又は 証券発行	以 内	
計	251,000			

(補 正 後)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
榛 南 水 道 建 設 費 遠 州 水 道 建 設 費	千円 92,000 84,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	176,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第 6 条 予算第 9 条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

(補 正 前) (補 正 後)

(1) 職 員 給 与 費 681,901千円 674,918千円

平成25年度静岡県地域振興整備事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成25年度静岡県地域振興整備事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成25年度静岡県地域振興整備事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)	(補 正)	(計)
1 開 発 整 備 開発面積	0㎡	180,000㎡	180,000㎡
2 開発土地供給 供給面積	6,850㎡	△ 1,360㎡	5,490㎡

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
収 入			
第1款 開発整備事業収益	294,000千円	464,881千円	758,881千円
第1項 営 業 収 益	289,580千円	△ 88,644千円	200,936千円
第2項 営 業 外 収 益	4,420千円	4,857千円	9,277千円
第3項 特 別 利 益	0千円	548,668千円	548,668千円
支 出			
第1款 開発整備事業費用	464,083千円	△ 83,837千円	380,246千円
第1項 営 業 費 用	439,810千円	△ 66,589千円	373,221千円
第2項 営 業 外 費 用	21,273千円	△ 17,248千円	4,025千円
第3項 予 備 費	3,000千円	0千円	3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額57,384千円は、過年度分損益勘定留保資金57,384千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	300,000千円	△ 290,000千円	10,000千円
第1項 新規用地事業収入	300,000千円	△ 300,000千円	0千円
第2項 掛川大淵・沖之須地区事業収入	0千円	10,000千円	10,000千円
	支 出		
第1款 資本的支出	385,809千円	△ 318,425千円	67,384千円
第1項 建設改良費	384,576千円	△ 318,425千円	66,151千円
第2項 開発費	1,233千円	0千円	1,233千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第6条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補 正 前)	(補 正 後)
(1) 職員給与費	48,361千円	48,904千円

平成25年度静岡県立静岡がんセンター事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成25年度静岡県立静岡がんセンター事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成25年度静岡県立静岡がんセンター事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)	(補 正)	(計)
1 事 業 計 画			
(1) 病 床 数	589床	0床	589床
一 般 病 床	589床	0床	589床
(2) 患 者 数			
年 間 延 患 者 数	437,334人	2,132人	439,466人
外 来 患 者	248,148人	7,076人	255,224人
入 院 患 者	189,186人	△ 4,944人	184,242人
1 日 平 均 患 者 数	1,535人	16人	1,551人
外 来 患 者	1,017人	29人	1,046人
入 院 患 者	518人	△ 13人	505人
2 建 設 計 画			
(1) 建 設 改 良 工 事	652,020千円	△ 21,584千円	630,436千円
(2) 器 械 器 具 及 び 備 品 購 入	1,620,685千円	123,949千円	1,744,634千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	27,253,559千円	△ 380,997千円	26,872,562千円

第1項 医業収益	20,702,615千円	△	291,322千円	20,411,293千円
第2項 医業外収益	6,549,944千円	△	90,675千円	6,459,269千円
第3項 特別利益	1,000千円		1,000千円	2,000千円
第2款 研究所事業収益	1,028,539千円	△	151,144千円	877,395千円
第1項 研究所収益	1,028,539千円	△	151,144千円	877,395千円
支 出				
第1款 病院事業費用	27,018,841千円	△	233,211千円	26,785,630千円
第1項 医業費用	25,420,896千円	△	282,341千円	25,138,555千円
第2項 医業外費用	1,488,945千円	△	53,719千円	1,435,226千円
第3項 特別損失	109,000千円		102,849千円	211,849千円
第2款 研究所事業費用	1,233,129千円	△	122,335千円	1,110,794千円
第1項 研究所費用	1,233,129千円	△	152,067千円	1,081,062千円
第2項 特別損失	0千円		29,732千円	29,732千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書をおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,843,091千円は、過年度分損益勘定留保資金2,843,091千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
収 入			
第1款 病院資本的収入	2,214,000千円	△ 27,255千円	2,186,745千円
第1項 企業債	2,207,000千円	△ 54,000千円	2,153,000千円
第2項 基金繰入金	1,000千円	0千円	1,000千円
第3項 受託金	6,000千円	1,500千円	7,500千円
第4項 補助金	0千円	5,395千円	5,395千円
第5項 寄附金	0千円	19,850千円	19,850千円
第2款 研究所資本的収入	216,067千円	130,327千円	346,394千円

第1項 企業債	17,000千円		0千円	17,000千円
第2項 他会計負担金	900千円		0千円	900千円
第3項 受託金	40,000千円		130,326千円	170,326千円
第4項 出資金	158,167千円		1千円	158,168千円
支 出				
第1款 病院資本的支出	5,044,547千円	△	14,711千円	5,029,836千円
第1項 建設改良費	2,214,805千円	△	27,961千円	2,186,844千円
第2項 企業債償還金	2,782,942千円		0千円	2,782,942千円
第3項 積立金	0千円		19,850千円	19,850千円
第4項 長期貸付金	46,800千円	△	6,600千円	40,200千円
第2款 研究所資本的支出	216,067千円		130,327千円	346,394千円
第1項 建設改良費	57,900千円		130,326千円	188,226千円
第2項 企業債償還金	158,167千円		1千円	158,168千円
(債務負担行為の補正)				
第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。				
(補 正 前)				
事 項	期 間	限 度		額
4 静岡がんセンター放射線治療施設等整備事業工事契約	平成25年度から 平成26年度まで	(工事予定額 平成25年度計上予算額)		765,000千円 1,080,000千円 315,000千円
(補 正 後)				
事 項	期 間	限 度		額
4 静岡がんセンター放射線治療施設等整備事業工事契約	平成25年度から 平成26年度まで	(工事予定額 平成25年度計上予算額)		1,064,333千円 1,379,333千円 315,000千円

(企業債の補正)

第6条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
静岡がんセンター医療機器整備費 静岡がんセンター整備費 静岡がんセンター研究所整備費	千円 1,892,000 315,000 17,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	2,224,000			

(補 正 後)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
静岡がんセンター医療機器整備費	千円 1,838,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
静岡がんセンター整備費	315,000	又 は	以 内	
静岡がんセンター研究所整備費	17,000	証券発行		
計	2,170,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

(補 正 前) (補 正 後)

(1) 職 員 給 与 費 10,026,626千円 9,793,798千円

(他会計からの補助金の補正)

第8条 予算第10条に定めた収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額521,309千円を486,446千円と改める。

(棚卸資産購入限度額の補正)

第9条 予算第11条に定めた棚卸資産購入限度額9,559,197千円を9,534,390千円と改める。